

(仮称)流山市こども計画の策定に係る  
パブリックコメント手続実施要領

1. 件名

(仮称)流山市こども計画の策定に係るパブリックコメント手続

2. 目的

この要領は、(仮称)流山市こども計画(以下「こども計画」という。)を策定するに当たり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広くその案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、計画策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

3. 趣旨

「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年3月に「第2期子どもをみんなで育む計画」(流山市子ども・子育て支援総合計画)を策定し、待機児童の解消、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない、地域ぐるみで子育てをサポートする体制づくり、子育て世帯の経済的負担の軽減など、子ども・子育て施策の一層の推進を図ってきました。

今般、本計画期間の終了に伴い、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づく、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とするこども計画を策定します。

4. 計画の概要

こども計画は、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」、「流山市次世代育成支援行動計画」に加え、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者育成支援計画」を含めた一体的な計画として策定し、すべてのこどもにやさしいまちづくりの実現を目指します。

## 5. 計画について

(仮称)流山市こども計画(案)のとおり

## 6. 意見を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

## 7. 意見等の募集期間

令和6年11月21日(木)から令和6年12月20日(金)まで

【必着】

## 8. 計画(案)の閲覧及び公表方法

### (1) 閲覧場所

- ア 子ども家庭課(市役所第2庁舎2階)
- イ 情報公開コーナー(市役所第1庁舎2階)
- ウ 市内各出張所、各公民館、各図書館、生涯学習センター1階、各地域子育て支援拠点・地域子育て支援センター、各児童館・児童センター、保健センター、児童発達支援センター、各学童クラブ

### (2) 流山市ホームページ等

(広報及び市の公式LINEアカウントによる周知)

## 9. 意見の提出方法

別紙様式(任意様式可)に、住所、事務所又は事業所若しくは学校の名称(6.(2)から(4)までに該当する場合)、氏名、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メール、ちば電子申請サービスによる提出又は直接書面を持参してください。

## 10. その他

- (1) 意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別回答はいたしません。

(2) 電話又は口頭による意見は、意見として扱いません。

11. 問い合わせ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市 子ども家庭部 子ども家庭課 子ども政策室

(市役所第2庁舎2階)

TEL 04-7150-6082

FAX 04-7158-6696

電子メール [kosodate@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:kosodate@city.nagareyama.chiba.jp)